

令和 2 年 4 月 20 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数
上井草診療所デイサービス 東京都杉並区今川三丁目 30 番 10 号	東京西部保健生活協同組合	令和 2 年 2 月 1 日	1 名
デイサロンピースこがねい 東京都小金井市緑町五丁目 13 番 25 号	株式会社グローライフ	令和 2 年 3 月 1 日	1 名